明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(8)　小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。

(9)　小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。

(10)　保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。

(11)　緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。

(12)　保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等に適切に対応されていること。

ホ　給食

(1)　調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(2)　小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。

(3)　調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。

ヘ　健康管理及び安全管理

(1)　小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。

(2)　身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。

(3)　継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。

(4)　職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。

(5)　調理に携わる職員の検便がおおむね一月に一回実施されていること。

(6)　必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。

(7)　小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。

(8)　睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。

(9)　満一歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。

(10)　保育室での禁煙が厳守されていること。

(11)　小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。

(12)　事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。

(13)　不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。

(14)　施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。

(15)　施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。